

第59回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第59期（2021年6月期）
（2020年7月1日から）
（2021年6月30日まで）

- ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

レーザーテック株式会社

法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.lasertec.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり定めております。なお、本基本方針は、適宜見直し要否を検討し、必要に応じて改定決議を行い、改定決議を行わない場合であっても、毎年定期的に取り締役会にて検討状況に関して報告を行います。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営上の重要事項は、法令、定款および取締役会規定に基づき、毎月開催する定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に付議される。
- ② 取締役社長の諮問機関である経営会議については、経営会議規定により監査役および社外取締役の出席権を保障し、議事に関し意見を述べることができるものとする。
- ③ 監査は、法定監査のほか、社長直属の監査室が内部監査規定に従い内部監査を実施し、是正が必要な事項については、社長が被監査部門の責任者に対して是正措置およびその結果報告の指示を行う。
- ④ コンプライアンス全般の管理については、コンプライアンス管理規定に基づいて、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス管理に関する当社の基本方針を明確にするとともに、コンプライアンスに係わる問題に役員および従業員が直面した場合の対応上の基本義務、業務遂行上の公正な行動や判断・評価の基準となるべき管理・行動基準、組織としてのコンプライアンス管理および内部通報体制の制度化等を明確にし、適正な運用を図る。
- ⑤ 財務報告の信頼性に影響を与える業務上の不備、不正を防止するため、経理その他財務報告に直接または間接的に関係する業務の統制体制の改善を継続する。

【運用状況】

- ・ 定例取締役会を、年間スケジュールに基づき12回開催している。経営会議は10回開催している。また、監査役は監査役会で策定した監査方針及び年間監査計画に基づいて監査を実施し、監査室は内部監査計画を策定し、各種監査を実施している。

- ・コンプライアンスに関わる規定、基本方針、内部通報体制、その他必要な情報は常に社内ウェブサイトで閲覧できる状態にあり、機会あるごとに社内周知している。
- ・第59期もコンプライアンスに関するeラーニングを全社員（常勤役員・派遣社員を含む）対象に実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、決議・執行事項の所管に応じ取締役会規定および経営会議規定に基づき、取締役会議事録および経営会議議事録に記録し、法律および規定に定める期間保存する。その他の業務決裁事項に関しては、決裁規定に基づき決裁書類を作成し、規定に定める期間保存する。
- ② 業務に関わる文書の整理、保管、保存および廃棄の取り扱いは、文書管理規定に従うものとし、文書はいつでも取締役および監査役の閲覧、会計監査人の監査等に供することができるよう整理しておくものとする。
- ③ 文書、電磁的記録および情報システム等を情報資産として安全に保護する体制に関しては、情報セキュリティ管理規定に基づいて管理する。

【運用状況】

- ・取締役会及び経営会議関連文書、決裁書類その他業務文書等は、上記各規定に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しており、取締役及び監査役の閲覧、会計監査人の監査等に供している。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業遂行に伴う損失の危険については、事業の経営計画および予算の策定において適正に評価し、損失の有無、程度等の判断については、毎月の取締役会および経営会議において必要に応じ審議し対策を決定する。また、資金の運用等については、経理規定等に基づき適正な運用を図るとともに、その運用実績については定期的に取り締役に報告する。
- ② 天災、病疫その他不可抗力による会社資産の損失や人身に対する危険の発生等、危機状態への対応については、危機管理規定に基づいて、社長を本部長とした対策本部を直ちに設置し、損失の顕在化および拡大防止を図り、損失を最小限に止める体制をとる。

【運用状況】

- ・事業の経営計画は毎月、事業計画フォロー会議を開催し、進捗状況に合わせて事業遂行に伴う損失の危険の有無、程度等を常時把握し、毎月、取締役会及び経営会議に報告し必要な審議、対策を実施している。

- ・新型コロナウイルス感染症については、危機状態に発展する可能性を見据え、社長を長とする対策会議を適宜開催し、従業員、協力会社社員、顧客への感染防止への取り組みや事業への影響に対する対応策を協議し実施している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会の意思決定・業務監督機能を充実させるため社外取締役を選任するとともに、業務執行取締役の職責を強化し、業務執行における意思決定過程の簡素化を図ることにより、経営環境の変化に機敏に対応し、業績の持続的向上を目指すものとする。
- ② 業務の運営においては、組織規定および職務分掌規定に基づき各部門の職務分掌を明確に定め、また、職務権限規定および決裁規定に基づき職位者の業務遂行上の責任と権限を明確にすることにより、業務の確実かつ効率的な運営を行う。

【運用状況】

- ・業務執行体制は、顧客、業界の動向及びその他諸情勢に照らし、常に効率的かつ確実な業務遂行を図ることができるよう社内組織を見直し改定している。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理については、関係会社管理規定に基づき管理統括者を置くものとし、各子会社の管理業務は管理統括者が当社内関連部門の協力を得て遂行する。
- ② 関係会社管理規定に定める各子会社に関わる重要事項については、各子会社の代表者または管理統括者が指名した子会社の役職者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとする。
- ③ 内部通報制度は子会社にも適用する。

【運用状況】

- ・経営企画室がその体制を整備、統括しており、各子会社は事業の運営状況を四半期毎に取締役会に報告している。
- ・第59期は各子会社の代表者が取締役会において重要事項に関する説明を4回実施した。
- ・内部通報制度を子会社へ適用するため、制度の目的及び内容について子会社へ周知を行っている。
- ・各子会社においても内部通報制度の社外窓口を利用できるようにしている。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役より、補助すべき従業員の要請がある場合には、迅速に必要なスタッフを置くものとする。その場合、スタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ② 監査役は当該スタッフに対して、監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、当該スタッフは監査役の指示に反して、取締役の指揮命令を受けない。

【運用状況】

- ・監査役を補助すべきスタッフは任命されていない。

(7) 当社および子会社の取締役、役員および従業員が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社および子会社の取締役、役員および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、あるいは役職員による違法や不正を発見した場合は、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。
- ② 当社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および子会社の取締役、役員および従業員に職務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- ③ 当社の監査役への報告に関してはコンプライアンス管理規定の通報者保護規定を適用し、当該報告を行った当社および子会社の取締役、役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇、契約解除その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。

【運用状況】

- ・内部通報制度において通報者は監査役に直接通報できることとしており、また、その通報によりいかなる不利益も受けないことを徹底している。
- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、監査役の立場から必要な発言をしている。また、取締役及び従業員は、監査役が決裁願その他業務に関する文書をいつでも閲覧できるよう対応しており、子会社においても同様の対応をしている。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

【運用状況】

- ・必要に応じて費用の前払、精算を行うなど、監査役の請求に応じて会社法の定めに従い適切に対応している。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
- ② 監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

【運用状況】

- ・監査役と代表取締役との定期的な意見交換会は、年間監査計画に基づき年3回実施されている。
- ・監査役は、監査法人との間では、期初の監査計画書の受領、各四半期レビュー報告及び期末の監査結果報告の受領等を含む定期的な会合の場での意見及び情報交換を実施し、また監査室との間では、年間監査計画書の策定、それに基づく監査結果報告の受領等で定期的な意見及び情報交換の場を持つ等連携を図り適切な監査業務の遂行に努めているほか、必要に応じて両者との間で随時意見及び情報交換を実施している。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、すべての役員・従業員に対して、反社会的勢力およびこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担など一切の交流・関わりをもつことを禁止する。
- ② 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。
 - (i) 反社会的勢力の関係者から接触を受けた時は直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、何らかの要求を受けたときは毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対処する。
 - (ii) 企業防衛対策協議会への加盟を継続し、平素から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

【運用状況】

- ・総務部担当者は、神奈川県企業防衛対策協議会地区連絡会（当期は文書での応答による実施）全3回に参加し、反社会的勢力についての情報収集及び加盟各企業との情報交換を実施している。



連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称
連結子会社の数 4社
連結子会社の名称
Lasertec U.S.A., Inc.
Lasertec Korea Corporation
Lasertec Taiwan, Inc.
Lasertec China Co., Ltd.
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
Lasertec Singapore Service Pte. Ltd.
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の名称
該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称
主要な非連結子会社の名称等
Lasertec Singapore Service Pte. Ltd.
持分法を適用していない理由
持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうちLasertec China Co., Ltd.の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準じる合理的な手続きにより連結上必要な調整をしております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
 - (a) 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (b) 原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
	ただし、2000年7月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
	(主な耐用年数)
	建物及び構築物 2～50年
	機械装置及び運搬具 3～11年
	工具、器具及び備品 2～15年
無形固定資産	定額法
	(主な耐用年数)
	ソフトウェア 3～5年
	権利金 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

① 製品の販売

(a) 契約及び履行義務に関する情報

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、及び無償保証期間（収益認識適用指針第35項における「保証サービス」を含む）の提供が含まれており、製品の引き渡しと無償保証期間の提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。無償保証期間の提供は、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、保証期間の未経過分については、繰延収益として計上しております。

(b) 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、製品原価と無償保証期間に発生が見込まれるコストにそれぞれの利益相当額を加算して独立販売価格の見積りを行っており、当該独立販売価格の比率に基づいて、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。

独立販売価格の見積りにあたり、将来無償保証期間に発生が見込まれるコストは、その内容がその製品や顧客からの要請に基づくことから、過去の類似の契約における実績を踏まえた、将来における顧客の要望に基づく作業に掛かる工数及び経費、並びに交換部材の消費量等の重要な仮定を用いて算定しております。

② サービスの提供

(a) 契約及び履行義務に関する情報

当社グループは、販売した製品に対して別途の契約に基づくサービスを提供しております。サービスには顧客からの要請に応じた都度の契約と一定期間の保守契約があり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の保守契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

(b) 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定として計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については前連結会計年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

製品の販売に係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の繰延収益の計上額1,749,535千円全額が製品の販売に係る繰延収益の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額は、主に翌連結会計年度の売上高に計上する予定です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,200,419千円
2. 取締役に対する金銭債務	21,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式	94,286,400株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年9月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,434,803千円
1株当たり配当額	27円
基準日	2020年6月30日
効力発生日	2020年9月29日

2021年2月1日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,803,558千円
1株当たり配当額	20円
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年3月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年9月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	4,959,785千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	55円
基準日	2021年6月30日
効力発生日	2021年9月29日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式数

普通株式	76,000株
------	---------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）することにしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

なお、デリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクは、販売業務処理規定に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、債権の保全に努めております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に株価や発行体(取引先企業)の財務状況等の確認を行い、四半期毎に時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	27,918,181	27,918,181	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,892,827	7,892,827	—
(3) 未収入金	8,171,465	8,171,465	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	2,006,501	2,006,501	—
資産計	45,988,975	45,988,975	—
(1) 買掛金	6,484,833	6,484,833	—
(2) 未払法人税等	4,701,896	4,701,896	—
負債計	11,186,729	11,186,729	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	611円76銭
2. 1株当たり当期純利益	213円47銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる製品及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

	製品の販売		サービス	計
	半導体関連装置	その他の製品		
地域別				
日本	8,284,864	1,177,497	1,975,134	11,437,496
韓国	15,303,544	1,459,145	778,490	17,541,180
台湾	15,255,700	107,641	2,306,471	17,669,814
その他アジア	9,065,563	883,850	772,244	10,721,658
米国	10,088,253	9,880	2,065,576	12,163,710
欧州	403,915	—	310,550	714,465
合計	58,401,841	3,638,015	8,208,467	70,248,325
収益認識の時期				
一時点で移転される財	55,894,436	3,558,433	4,685,987	64,138,858
一定期間にわたり移転されるサービス	2,507,405	79,581	3,522,480	6,109,466
合計	58,401,841	3,638,015	8,208,467	70,248,325

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(その他の注記)

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。また、当社の海外子会社5社のうち1社は確定給付型企业年金制度を、他の4社は確定拠出型の制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	276,481千円
退職給付費用	148,277
退職給付の支払額	△53,146
制度への拠出額	△80,709
その他	1,500
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>292,404</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,033,130千円
年金資産	△740,726
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>292,404</u>

<u>退職給付に係る負債</u>	<u>292,404</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>292,404</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	148,277千円
----------------	-----------

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、47,337千円であります。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

クリーンルーム用不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.061%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	219,072千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	133
<u>期末残高</u>	<u>219,206</u>

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、2000年7月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(主な耐用年数)

建物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～11年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産……………定額法

(主な耐用年数)

ソフトウェア 3～5年

権利金 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 品質補償引当金

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 製品の販売

① 契約及び履行義務に関する情報

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、及び無償保証期間（収益認識適用指針第35項における「保証サービス」を含む）の提供が含まれており、製品の引き渡しと無償保証期間の提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。無償保証期間の提供は、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、保証期間の未経過分については、繰延収益として計上しております。

② 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、製品原価と無償保証期間に発生が見込まれるコストにそれぞれの利益相当額を加算して独立販売価格の見積りを行っており、当該独立販売価格の比率に基づいて、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。

独立販売価格の見積りにあたり、将来無償保証期間に発生が見込まれるコストは、その内容がその製品や顧客からの要請に基づくことから、過去の類似の契約における実績を踏まえた、将来における顧客の要望に基づく作業に掛かる工数及び経費、並びに交換部材の消費量等の重要な仮定を用いて算定しております。

(2) サービスの提供

① 契約及び履行義務に関する情報

当社は、販売した製品に対して別途の契約に基づくサービスを提供しております。サービスには顧客からの要請に応じた都度の契約と一定期間の保守契約があり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の保守契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

② 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を事業年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については前事業年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

製品の販売に係る収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表の繰延収益の計上額1,748,889千円全額が製品の販売に係る繰延収益の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) 製品の販売に係る収益認識 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ① 金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定」に記載のとおりです。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は、主に翌事業年度の売上高に計上する予定です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	857,050千円
短期金銭債務	866,356千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,122,160千円
3. 取締役に対する金銭債務	21,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	8,116,775千円
仕入高	1,518,615
その他の営業取引高	<u>3,135,153</u>
合計	<u>12,770,543</u>
営業取引以外の取引	644,686千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	
普通株式	4,108,486株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延収益	968,043千円
たな卸資産評価損	528,801
減価償却限度超過額	312,230
未払事業税	289,025
退職給付引当金	88,627
資産除去債務	66,441
その他	99,382
繰延税金資産合計	<u>2,352,553</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△57,094
その他有価証券評価差額金	△548,903
繰延税金負債合計	<u>△605,998</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,746,555</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.3%
(調整)	
試験研究費の税額控除	△3.4
役員賞与引当金	0.8
受取配当金の益金不算入額	△0.7
賃上げ・生産性向上のための税制に係る税額控除	△0.6
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.1</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の数の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Lasertec U.S.A., Inc.	(所有) 直接100%	当社製品の販売等 役員の兼任	製品の販売	5,838,787	売掛金	403,159

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	582円20銭
2. 1株当たり当期純利益	205円01銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(その他の注記)

退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	846,529千円
年金資産残高	<u>△554,125</u>
退職給付引当金	<u>292,404</u>

(注) 退職給付債務の計算手法

当社は小規模企業に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり簡便法を採用しております。

簡便法による退職給付債務の計算方法は次のとおりであります。

在籍従業員……………退職給付制度全体としての期末自己都合要支給額
年金受給者……………年金財政計算上の責任準備金の額

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	<u>111,177千円</u>
退職給付費用合計	<u>111,177</u>

(注) 簡便法を採用しているため、退職給付費用は勤務費用に計上しております。